

「軽」を 買つたら、



軽自動車 OSS

令和5年1月 から

「新車購入時の軽自動車保有関係手続」が対象に！

軽自動車OSSは「パソコンからインターネット」で「24時間365日」いつでも、
検査の申請、各種手数料や国税の納付、地方税の申告納付ができるサービスです。

メリット

1

手続のために、行政機関等の窓口に出向く必要がありません。

※ ただし、軽自動車検査協会の窓口での「車検証等」の受取りは必要です。



2

申請・申告・納付の各種手続を、順番どおりに一連の流れで
行えます。

ワンストップ化



申請者

- 電子申請・申告・納付
・検査手数料等
・自動車重量税
・軽自動車税環境性能割



軽自動車検査協会



市区町村

電子データの
やりとり

インターネットバンキングを利用した納付が可能になります！

※一括利用者システムを利用したOSS申請（一括申請）を行った場合は、国庫金に加えて地方税もダイレクト納付が利用可能になります。





ご注意ください

- 令和5年1月から軽自動車OSSの対象になるのは「新車購入時」の手続のみです。
検査申請、検査手数料・技術情報管理手数料・自動車重量税の納付、軽自動車税環境性能割の申告納付が可能です。
※軽自動車税種別割の申告もOSSの対象ですが、月割課税がないため納付の必要はありません。
- 二輪・原付・小型特殊は、OSS申請の対象外です。



よくあるお問い合わせ

Q1

OSS申請のために準備しておくものはありますか？



A1

OSS申請の利用には、パソコン、電子証明書（マイナンバーカード等）、ICカードリーダ等の準備が必要です。



Q2

スマートフォン・タブレットからの申請は可能ですか？



A2

軽自動車OSSは、スマートフォン・タブレットからの申請はできません。



Q3

車検証やナンバーはどうやって受け取ればいいのですか？

A3

車検証及びナンバー（車両番号標）については、OSS申請の審査終了後に、申請先の軽自動車検査協会の窓口及び同協会構内にある番号標交付団体窓口で受け取ってください。

